

3.20
示威
法同

吾同志凡糸ノミニ對シテハ履歷書ヲ持參云
云トシ其他ノミニハ道具ヲ受取りニ末ルヘ
シ等ノ通知アリタルニ開ハ如何ナル理由ナリ
ヤ吾々今志ヲ切斷スノ意志ニテスアリシカト
詰問シタルニ安堵ハ自分ノ信スル所アリテ
シタルニシテ諸君ノ同志ヲ切斷スノ意見
ニハアラスナルニ臺ニ滿タサレハ勝手タルヘシ
ト答ヘタルヲ以テ一同ハ八時世介退出セリ
其日午後二時職工十七名ハ新聞紙大ノホール
ニ

白木屋 洋履技工テス皆操御同情下サヤ
白木屋 洋履技工テス皆操御同情下サヤ
白木屋 洋履技工テス皆操御同情下サヤ

ト記載シ双肩ヨリ前後ニ掛ケ労働歌ヲ高唱シ

3.21
示威

ツ、示威運動ヲ開始シ白木屋吳服店前ニ至リ
タルヲ以テ治安ヲ害スルノ虞アリト認め所轄
警察署ニ於テ諭示ノ上ホール紙ヲ任意放棄セ
リ一巡シテ四時世介本部ニ引揚ケタリ
世一、二日西日取工等ハ前日ノ如キ方法一
半紙
川高店前及通りニ下目き人後添畧迄前ノニケ
新ニ於テ示威運動シ試ミタルニ其他ハ何等運
動方法ノ決定シタルニナク本部ニ集合シテ
又雜談等ニ耽リ居ル外特異ノ言動ナシ

由通報先
内相 治官 為長
社会局長 官 刑事 為長
検査長 検査 為長